

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

**ダンススタジオの音量がうるさいことをダンススタジオに隣接している筋トレのスタジオで指導をしている従業員は注意できるか？（業務委託契約・請負契約について）**

タイトルを読んだだけでは、どういうことか大変わかりづらいと思いますので、ストーリー性を持って書き直します。私は、普段、スポーツクラブの会員として、有酸素運動に効果があるエアロバイク 38分と筋トレマシンで筋力アップを行っております。毎週木曜日の午後8時ごろになると、ダンススタジオからの音楽の音量が大変うるさいと思っております。そこで、私は、このことを改善するにはどうしたらよいかを考えました。まず、そこで働く人の雇用関係を調べました。

ダンススタジオでエアロビを指導しているインストラクターとスポーツクラブとの雇用関係は、業務委託であります。

その一方、ダンススタジオに隣接している筋トレのスタジオで指導しているインストラクターは、スポーツクラブの従業員という立場にあります。

一般に、業務委託や請負という形態で働く場合には、注文主から受けた仕事の完成に対して報酬が支払われるもので、注文主の指揮命令を受けない事業主として扱われ、基本的には労働者としての保護を受けることはできません。

例えば、仕事をする場所・時間を指定されたり、仕事の仕方を細かく指示されたりする場合などは労働者と判断される可能性があります。

スポーツクラブ側は、エアロビを指導しているインストラクターに対して、「1コマ50分の初級エアロビを実施して、例えば2,300円を支払います。」という契約だと思います。

ここで、最初の問題に移ります。利用者は、クラブのインストラクターを介して音量に対するクレームを言えるかどうかです。結論は、クラブのインストラクターは指示命令をすることは、できません。また、エアロビ教室の参加者が少なくなったことに対して、クラブの従業員の上司は、エアロビのインストラクターに対して「エアロビの内容を改善するように。」とは言えないのです。

そして、「ダンスのステップが参加者には、分かりにくいから、分かりやすくしてください。」とは言えないのです。先ほど記載したように、1コマ50分の初級エアロビを実施するという請負契約のみが存在するのです。細部まで指示したい場合は、請負契約ではなくて、派遣契約や直接契約にすべきです。そうすれば、直接、インストラクターに対して指揮命令ができるのです。

私が大変興味のある請負の他の事例として、埼玉県内で有名なYスーパーマーケットで働いているシルバー従業員の件を取り上げることができます。彼らは、スーパーの駐車場に散乱している買い物のカート回収してスーパーの出入り口の所定の場所に置く役割を仕事としています。彼らは、出入り口の所定の場所にカートを置くときなど、買い物客と出会います。そのようなとき彼らの行動を観察していると、全く買い物客に対して、「いらっしやいませ。」「ありがとうございました。」という挨拶が言えないのです。請負契約書には細部までは、書く必要がないのです。